

大府市污水適正処理構想の見直しに伴う

パブリックコメントの実施について

1. 計画見直しの概要

本市は「大府市污水適正処理構想」で、下水道を整備すべき区域を定めています。

今回、県下一斉5年ぶりに「全県域污水適正処理構想」の見直しが行われるため、合わせて市構想を変更します。

見直しの方向性としては、将来の人口減少や社会情勢の変化、地域の実情、経済性などを考慮し、変更してまいります。

2. 計画の位置付けと計画期間

本計画は、大府市内を下水道計画区域と浄化槽区域に区分けし、市内で発生する污水を適正に処理するための最も基本的な計画です。

計画策定の作業は、市のまちづくりの根幹である「第6次大府市総合計画」及び「第4次大府市都市計画マスタープラン」と整合を図りつつ、将来の人口や世帯数などを推測します。

そして、下水道や浄化槽整備の費用を計算して比較し、地域ごとに最適な污水処理方法を選定し、市民の皆様の意向を把握させていただいたうえで、「大府市污水適正処理構想」としてまとめます。

また次年度には、各市町村が策定した構想を、県が取りまとめて「全県域污水適正処理構想」として策定されます。

なお、計画期間は令和4年～令和12年になります。

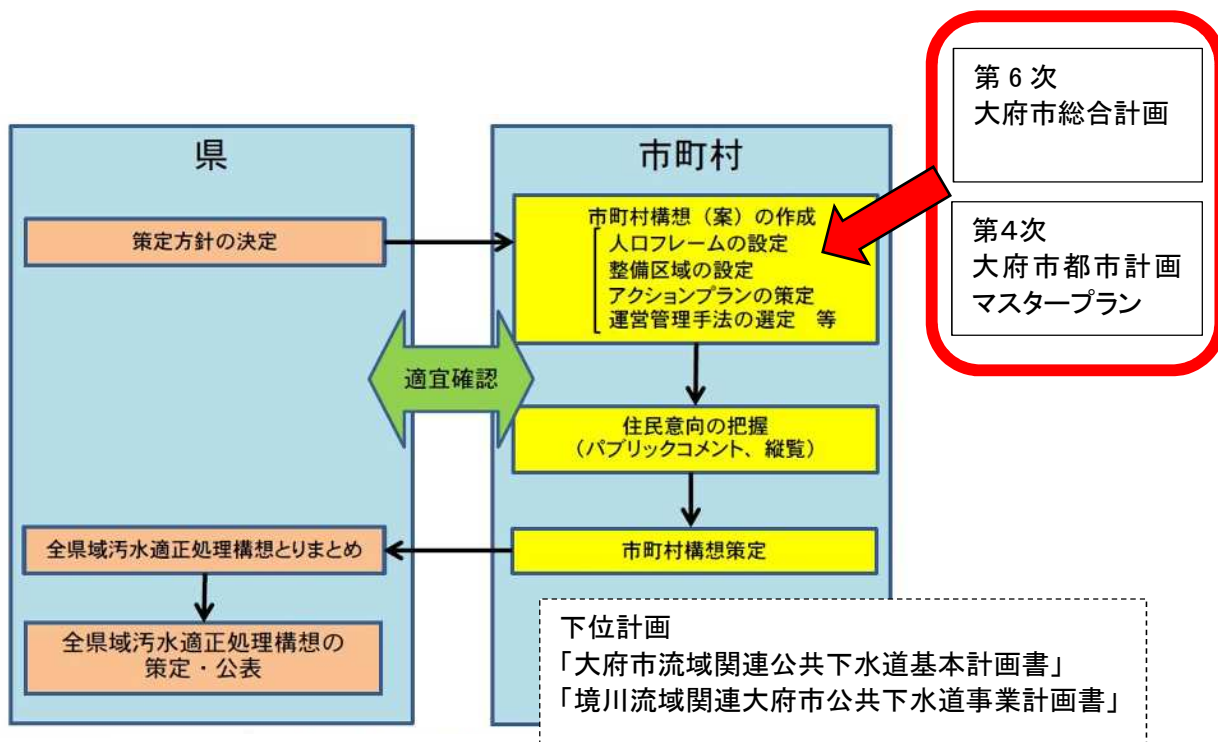


図 全県域汚水適正処理構想 構想フロー

3. 本市の下水道整備状況

大府市内では、約 52% (1,757.8ha) が下水道計画区域です。

今回の見直しは、下水道の計画はあるが未整備で、市街化調整区域である集落区域（青）と市街化想定区域（緑）について、検討を進めます。

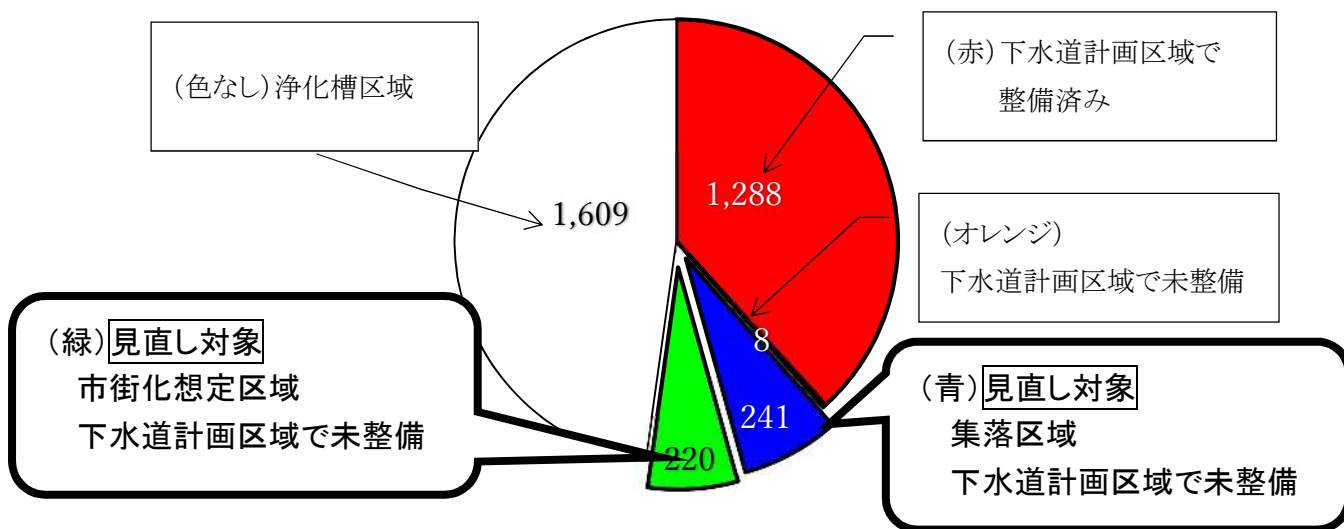


図 大府市全域 3,366ha の汚水処理方法 (単位：ヘクタール)

4. 見直し方針と見直し内容

① 見直し方針

下水道事業の持続可能な事業運営の確保のため、将来的に下水道の整備が難しいエリアは下水道計画区域から除外する必要があります。

本市の上位計画である「第6次大府市総合計画」と「第4次大府市都市計画マスタープラン」と整合を図りつつ、今後下水道整備が難しいエリアを浄化槽区域に変更する方針で作業を進めます。

② 見直し内容

今回の見直しにより、下水道計画区域を 1757.8ha から 1652.6ha とし、105.2ha を浄化槽区域に変更します。

見直し対象エリア (円グラフと同じ着色)		見直し結果 (新旧対象図面と同じ着色)
集落区域 (市街化調整区域)	吉田町、長草町、大東町、北崎町などの一部	浄化槽区域に変更
	つつじが丘団地(高丘町)	下水道計画区域のまま
	誠和ハイツ(森岡町)	
市街化想定区域 (市街化調整区域)	明成地区	下水道計画区域のまま
	長根地区	
	ウェルネスバレー地区	
	北崎梶田地区	

表 見直し対象エリアと見直し結果

5. 見直しによる効果

- ① 下水道整備の計画はあるが時期未定という、あいまいな地区を縮小し、市民への説明責任が改善されます。
- ② 長期的には下水道経営の健全化に寄与します。

6. パブリックコメントの実施

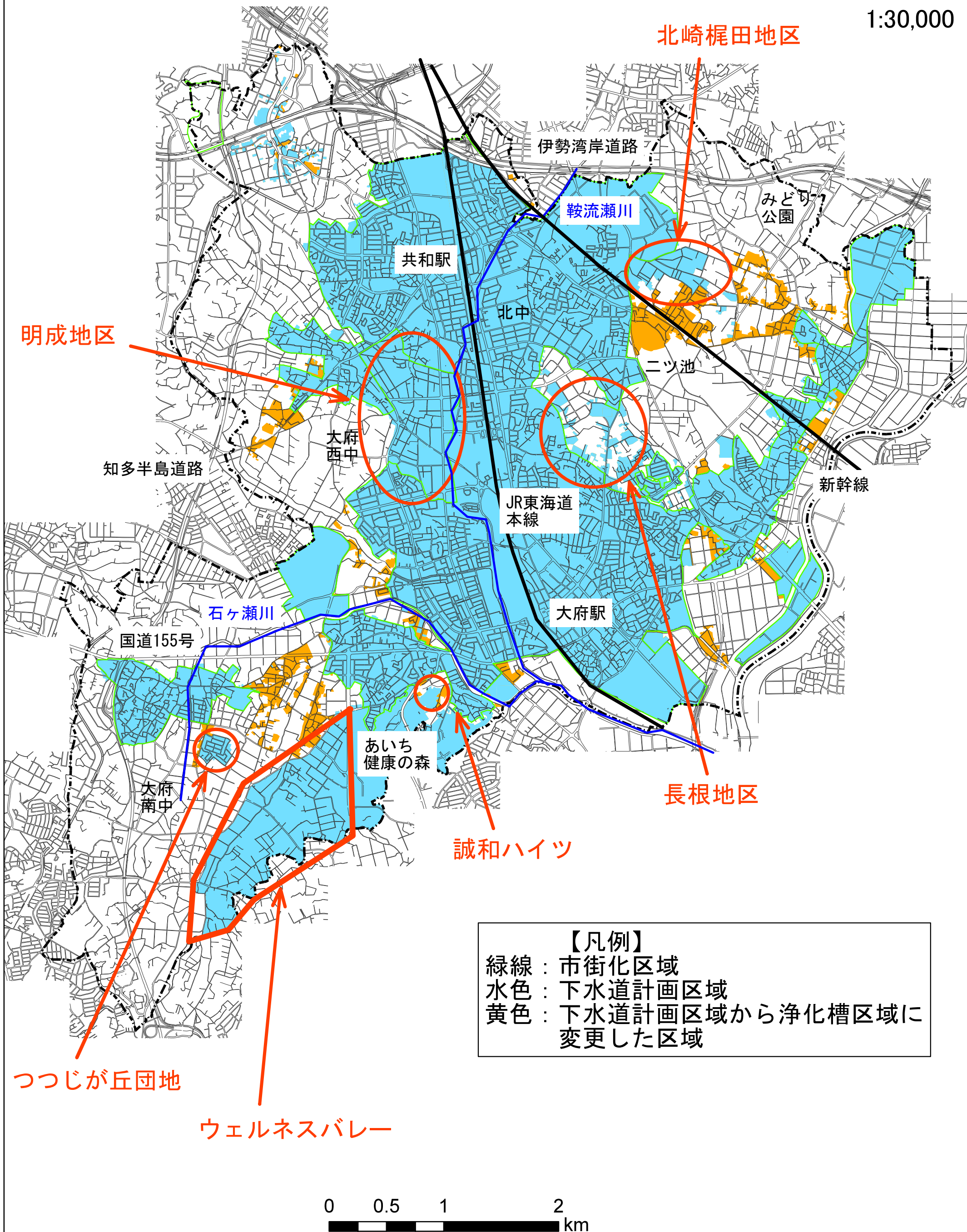
実施期間 令和4年1月5日(水)～令和4年2月5日(土)
 閲覧場所等 市内各公民館及び石ヶ瀬会館
 市公式ウェブサイト

大府市污水適正処理構想の見直し（案）

（新旧対象図）



1:30,000



概 要 版

大府市污水適正処理構想(案)

令和4年3月

大 府 市

目次

1 「大府市污水適正処理構想」の見直し理由.....	1
2 本市污水处理の現状と課題.....	2
2.1. 污水处理施設の役割.....	2
2.2. 整備状況.....	2
2.3. 現状における課題.....	3
3 本構想の概要.....	3
3.1. 構想の策定にあたって.....	3
3.2. 将来フレーム目標年次.....	4
3.3. 将来フレームの想定.....	4
3.4. 経済性にもとづく処理区域の検討.....	5
3.5. 見直しにおける基本方針.....	5
4 污水处理構想図.....	5
5 用語解説.....	6

1 「大府市污水適正処理構想」の見直し理由

污水適正処理構想とは、持続的な污水处理システム構築に向け、市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種污水处理施設(下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽など)の整備を適正に進めるとともに、増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理を計画的に実施していくための基本方針になります。なお、「全県域污水適正処理構想」は、愛知県の市町村が作成した構想を愛知県が取りまとめるもので、平成7年度に当初の構想を策定し、これまでに平成15年度に1回目の見直し、平成22年度には2回目の見直し、そして平成27年度には3回目の見直しが行われました。

近年では人口減少や高齢化など、污水处理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しており、污水处理施設の整備と運営管理の更なる効率化が急務となっています。これらのことから、国土交通省、農林水産省、環境省によって平成26年1月に、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(以下、「H26マニュアル」という。)」が取りまとめられました。

今後、様々な社会情勢の変化に柔軟に対応すべく、より一層の普及促進とさらなる持続可能な污水处理の推進に向けて、愛知県は従来の構想を見直し、新たな構想を策定することとしました。

本市におきましても、県の見直しに併せて、平成27年度に策定した「大府市污水適正処理構想」を見直すものとします。

以下の図 1-1に全県域污水適正処理構想の位置付けを示します。

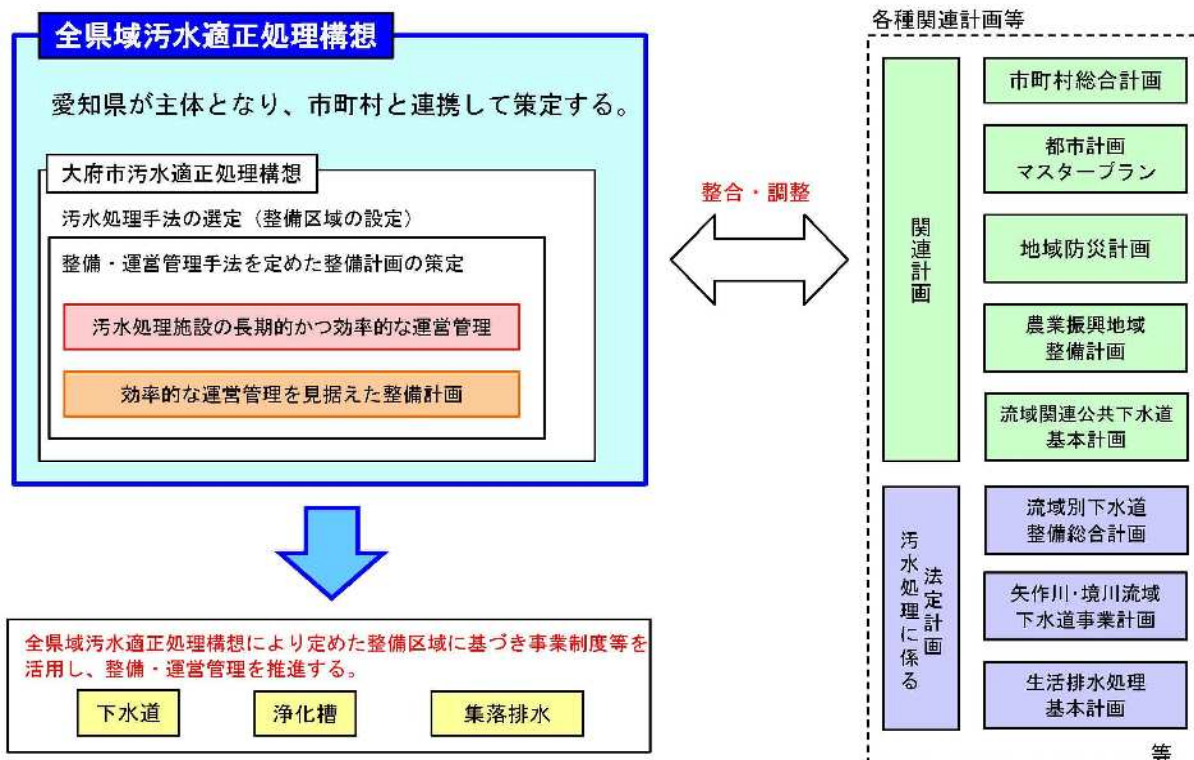


図 1-1 全県域污水適正処理構想の位置付け

2 本市汚水処理の現状と課題

2.1. 汚水処理施設の役割

人は、1日の生活において、炊事、洗濯、トイレ、風呂などに水を使用して生活排水として排出しています。この汚れた水がそのまま公共用水域へ排水されてしまうと、河川などの水質の悪化を招くことになります。そのため、汚水処理施設の整備は、河川などの公共用水域の水質保全に欠かせないものです。

その整備のためには、市民の皆様の協力が必要であり、県および市も含めてそれぞれの役割を果たすことで、水質保全につながります。

2.2. 整備状況

令和2年度末における本市人口 92,881 人の内、下水道処理可能区域内人口は、78,264 人（普及率 84.2%）、その内下水道に接続している人口は、73,365 人（水洗化率 93.7%。対本市人口比 79.0%）となっています。また、令和2年度末における合併浄化槽の処理人口は17,679人（本市人口比 19.0%）となっていることから本市の汚水処理人口普及率は 98.0%となります。

これまでの汚水処理施設の整備状況を図 2-1に示します。

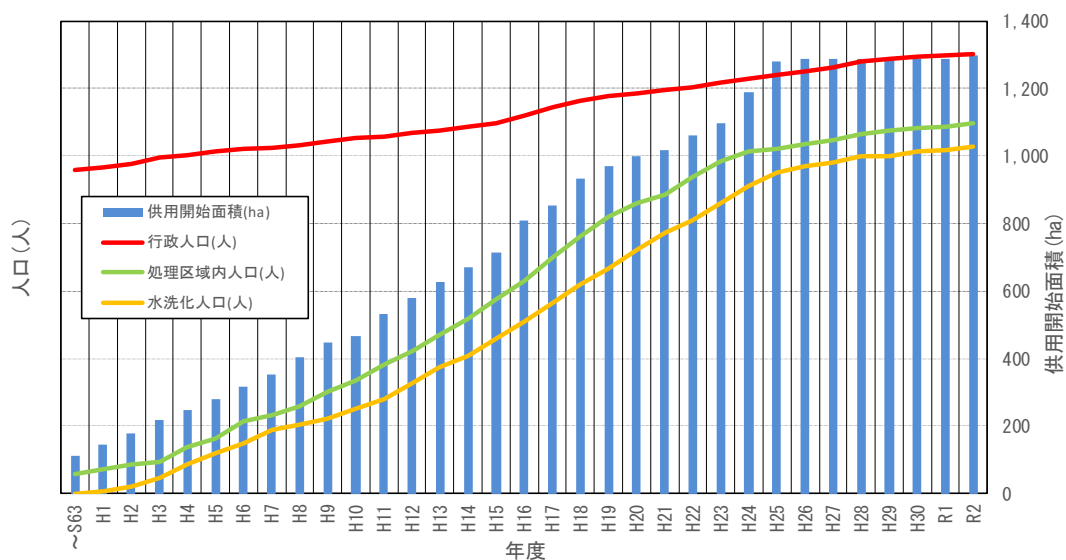


図 2-1 公共下水道の整備状況

2.3. 現状における課題

本市における汚水処理に関する課題を下記に示します。

1) 汚水処理施設の整備

既設汚水処理施設は、令和2年度末における汚水処理人口普及率が98.0%に達していることから概成している状況です。しかし、近年では、人口減少や高齢化など社会情勢の大きな変化が予想されています。今後は、各汚水処理施設の適切な役割分担の下、既設汚水処理施設を有効に活用する必要があります。

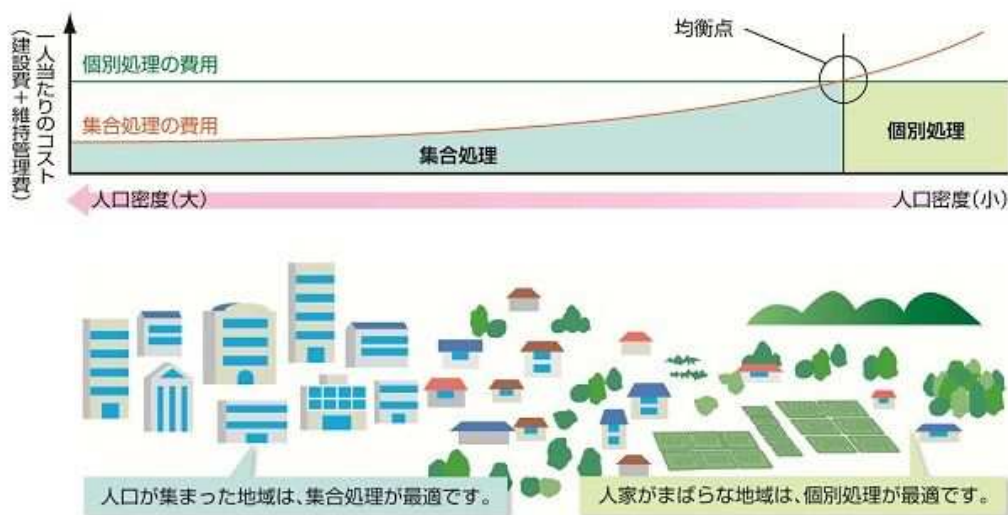
2) 公共用水域の水質保全

浄化槽法が平成13年4月に改正されてから単独処理浄化槽の新たな設置は禁止されており、汚水処理施設の普及は進んでいますが、一部汲み取りや単独処理浄化槽等の未処理の施設が残っている状況です。また、下水道施設が使えるようになった区域でも、一部施設に接続して水洗トイレの利用をされていない家屋が残っている状況です。衛生的で快適な生活が送れるよう、今後も適切な汚水処理施設の普及に努めていかなければなりません。

3 本構想の概要

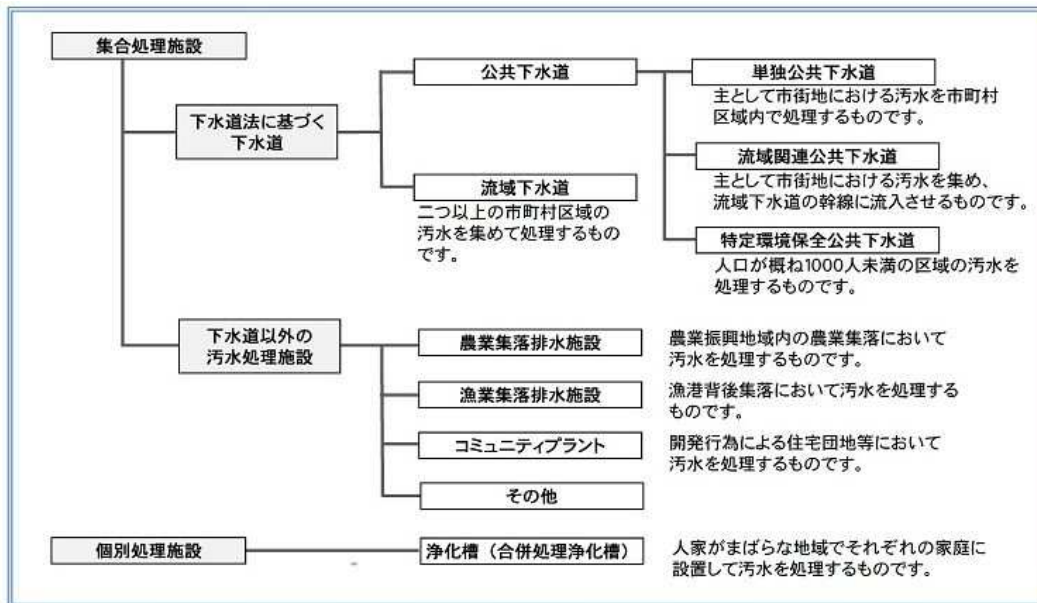
3.1. 構想の策定にあたって

汚水処理施設には、集合処理(何戸かまとめて処理)と個別処理(各戸で処理)の処理方式があり、整備に要する費用は、採用する処理方式や人口密度、地形など地域の特性によって異なります。そのため、施設の整備を効率的に行うには、汚水処理施設の特徴や経済性を踏まえ、適正な手法を選定する事が不可欠となります。この選定においては、建設にかかる費用のほか維持管理費を踏まえて検討しています。費用比較におけるイメージを図 3-1に、汚水処理施設の種類を図 3-2に示します。



(愛知県下水道課HPより <http://www.pref.aichi.jp/0000049447.html>)

図 3-1 集合処理と個別処理の費用比較イメージ



(愛知県下水道課 HP より <http://www.pref.aichi.jp/0000049447.html>)

図 3-2 汚水処理施設の種類

3.2. 将来フレーム目標年次

汚水適正処理構想は、おおむね10年後のあるべき姿を描いて計画するものです。愛知県目標年次は令和12年度を目標としていることから、本市においても同じく令和12年度と設定します。

3.3. 将来フレームの想定

計画策定にあたり、集合処理と個別処理の判定に必要となる各種項目は、近年の動向を踏まえ適切な値とする必要があるため、検討の基本となる人口、家屋数、汚水量原単位について次のとおり設定します。

1)行政人口

行政人口は、少子化や高齢化により減少傾向にある一方で、本市では人口増加傾向にあります。その中で、将来人口は、中間目標年次・長期目標年次ともに、近年の実績推移と概ね近似している国立社会保障・人口問題研究所の推計値である 93,811 人(令和 8 年度)、94,520 人(令和 12 年度)と設定します。

2)家屋数

過去の実績推移をみると、近年の核家族化を反映して各地区とも微増傾向を示しています。この傾向が今後も継続すると想定し、中間・長期目標年次ともに実績から予測した 41,694 世帯(令和 8 年度)、43,560 世帯(令和 12 年度)とします。

(※「H26マニュアル」より、家屋数＝世帯数とします。)

3)汚水量原単位

公共下水道区域に係る汚水量原単位は、近年10年の水道給水実績から予測した生活汚水量原単位が、流域関連公共下水道事業計画に概ね近似していることから表3-1の通り設定します。

表 3-1 計画汚水量原単位(令和12年度値)

区分	日平均(L/人・日)	日最大(L/人・日)
生活	230	307
営業	39	52
地下水	54	54
計	323	413

3.4. 経済性にもとづく処理区域の検討

現況の家屋等の立地状況を踏まえて近接する家屋同士の囲い込み(検討単位区域)を行い、これらの区域について経済性をもとに本市の汚水処理事業の中心である流域関連公共下水道への接続を検討します。最終的には、経済性以外の定性的要因(合併処理浄化槽による水洗化状況等)を踏まえ、処理区域を検討します。

3.5. 見直しにおける基本方針

本市における汚水適正処理構想は、以下の方針に基づき設定します。

1)汚水処理施設の整備

令和2年度末時点の汚水処理人口普及率が98.0%に達していることから、流域関連公共下水道は、各汚水処理施設の適切な役割分担の下、必要最小限のエリア(既整備区域、市街化区域及び都市計画マスタープランにおける住居系新市街地候補ゾーンやウェルネスバレー地区等)に絞り込みました。その他地域は下水道接続要望がある区域に対し、経済的に有利になった区域を流域関連公共下水道の対象としました。

2)公共用水域の水質保全

今後の汚水処理整備は、流域関連公共下水道、合併処理浄化槽(個人設置)の2方式により、継続的な普及推進を図ります。

4 汚水処理構想図

以上の検討により、本市の汚水処理区域は、図4-1 汚水処理構想図のとおりとします。図4-1において、青色で塗りつぶした部分は、公共下水道での処理区域を表し、塗りつぶしていない部分は、浄化槽での処理区域を表します。今回の検討によって、流域関連公共下水道の区域のうち、105.2haを浄化槽(個別処理)に変更します。

5 用語解説

【公共用水域】

公共用水域とは、一般にいわゆる河川、湖沼、海域のほか、終末処理場を設定している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれます。

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路を言います。

ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義しています。

ホームページ <http://www.env.go.jp/water/mizu.html>

【合併処理浄化槽、単独処理浄化槽】

家庭の浄化槽には、トイレ汚水だけを処理する「単独処理浄化槽」とトイレ汚水と生活雑排水(台所、洗濯、風呂等の排水)を併せて処理する「合併処理浄化槽」があります。

くみ取りや単独処理浄化槽を使用している家庭から出される生活雑排水は、ほとんどが未処理のまま、河川等へ放流されています。

浄化槽法では、河川等の汚染を防止するため、新たに単独処理浄化槽を設置することを禁止するとともに、既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えるよう努めなければならないとされています。

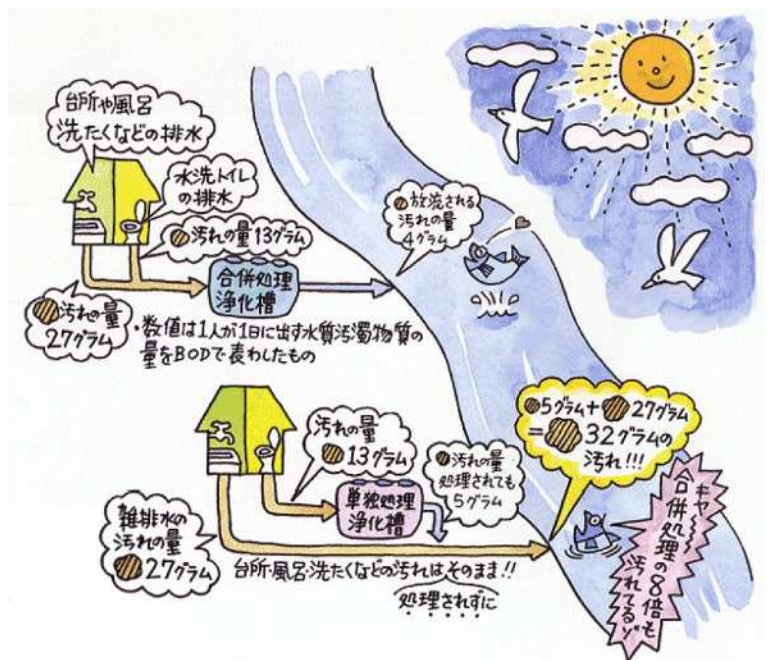


図 5-1 合併浄化槽と単独浄化槽の比較

ホームページ <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/basic/pamph/index.html>

【汚水処理人口普及率、水洗化率】

- 汚水処理人口普及率 = 各種生活排水処理施設の整備人口 ÷ 行政人口 × 100
- 水洗化率 = 各種生活排水処理施設の水洗化人口 ÷ 下水道処理区域内人口 × 100

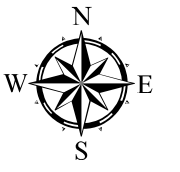
※整備人口は水洗便所を使用可能な人口

※水洗化人口は水洗便所を設置・使用している人口

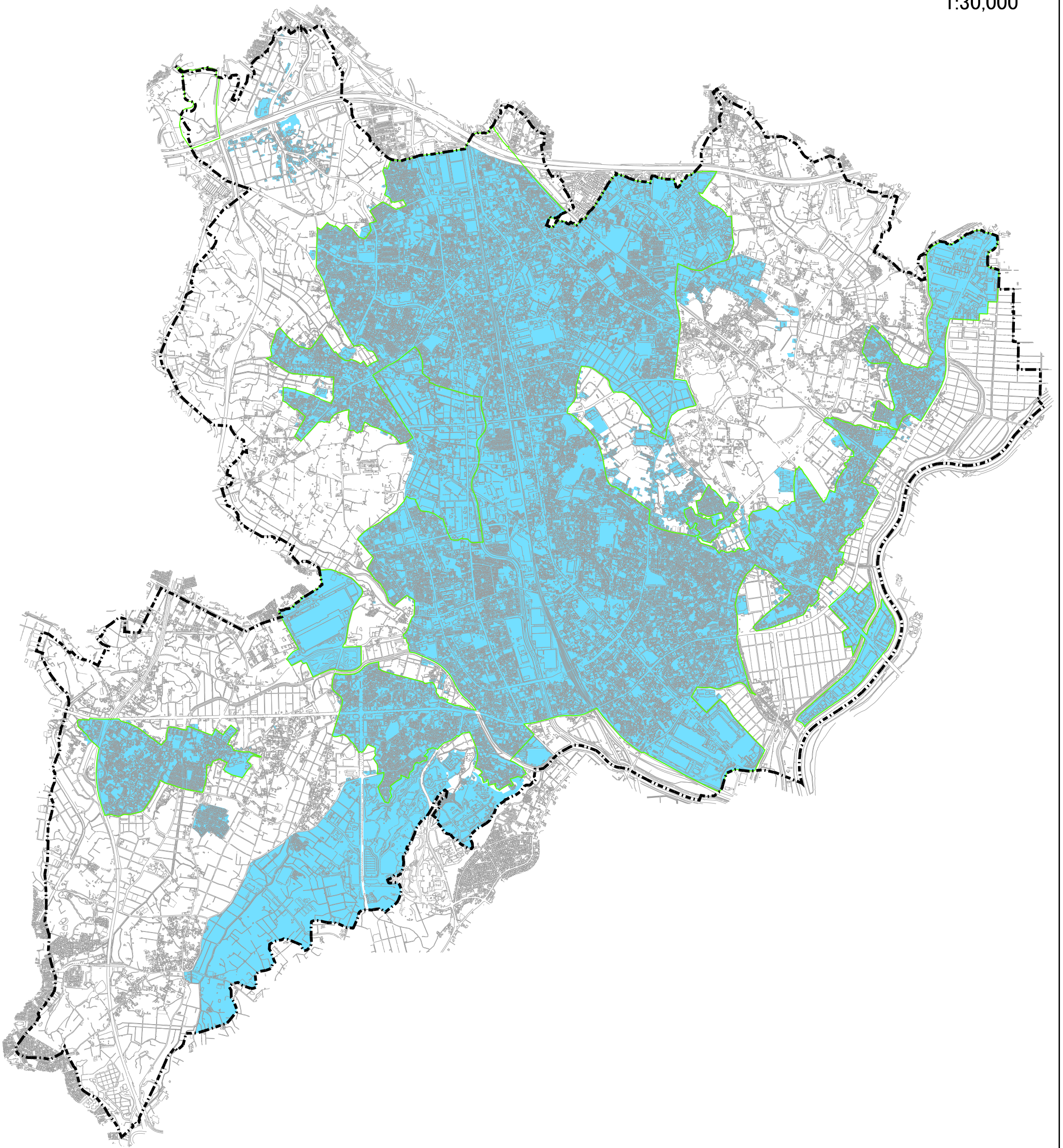
(下水道等の整備済区域であっても下水道等には接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれています。)

ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/osui_syori.html

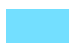



污水处理构想图



1:30,000



凡例

-  流域関連公共下水道
-  浄化槽(個別処理)
-  市街化区域
-  行政界

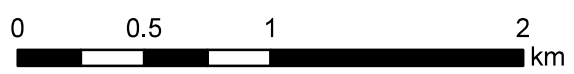


图4-1 污水处理构想图